

資源物収集・運搬届出書

年 月 日

（あて名）長崎市長

（届出者）

集団回収登録団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第15条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

資源物の収集又は運搬を行うごみステーションの場所（町名及び番号）		町 番ステーション
収集又は運搬品目と曜日	古 紙	月 ・ 火 曜日
	アルミ缶・スチール缶・空き瓶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン・古繊維・その他（ ）	水 ・ 木 ・ 金 曜日
資源物の収集又は運搬を行う日の連絡先		
<ul style="list-style-type: none"> ごみステーション回収を行うことについて、当該ごみステーションを利用する区域に居住する市民の理解を得ること。 市が一般廃棄物を収集する前までに集団回収活動に係る作業を終わらせること。 ごみステーションに排出された資源物を収集又は運搬する作業を、資源物を集積する場所の区域に居住する市民が通常排出するごみステーションのみで行うこと。 集団回収活動を行う場合には、集団回収登録団体名を表示した腕章を着用すること。 		
従事者人数 _____ 名		